

定款 必要的記載事項（法 31 条第 1 項各号）

※以下の事項をすべて定款に記載する必要があり、一つでも記載が欠けると当該定款の効力が発生しないことに留意する。

- 目的（第 1 号）
- 名称（第 2 号）
- 社会福祉事業の種類（第 3 号）
- 事務所の所在地（第 4 号）
- 評議員及び評議員に関する事項（第 5 号）
- 役員（理事・監事）の定数その他役員に関する事項（第 6 号）
- 理事会に関する事項（第 7 号）
- 会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る、第 8 号）
- 資産に関する事項（第 9 号）
- 会計に関する事項（第 10 号）
- 公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る、第 11 号）
- 収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る、第 12 号）
- 解散に関する事項（第 13 号）
- 定款の変更に関する事項（第 14 号）
- 公示の方法（第 15 号）